

認定基準の改正案及び診断書改訂案（修正版）

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な介助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3 級	知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する必要がある。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。
- (5) 就労支援施設や小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮のある事業所で雇用契約による一般就労をしている者は、援助や配慮のもとで労働に従事しているものであり、そのような労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受

けることに着目して認定を行う。

また、発達障害と合併精神障害があるときは、現在症状を基礎として総合的に判断する。

(3) 発達障害は、通常低年齢で発症する疾患であるが、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。

(4) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が乏しく、かつ、異常行動がみられるために、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が不十分で、かつ、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの

(5) 就労支援施設や小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮のある事業所で雇用契約による一般就労をしている者は、援助や配慮のもとで労働に従事しているものであり、そのような労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

改正案

国民年金
厚生年金保険
船員保険

診 断 書

(精神の障害用)

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成	年	月	日 生 (歳)	性別	男 ・ 女
住 所		住所地の郵便番号		都道府県		都市区			
① 障害の原因と なった傷病名		② 傷病の発生年月日		昭和 平成	年	月	日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	本人の発病 時の職業
		③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 平成	年	月	日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	④既存障害
ICD-10コード()		⑥傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか。		昭和 平成	年	月	日	確認 推定	症状のよくなる見込... 有 ・ 無 ・ 不明
⑦ 発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、就 学・就労状況等、期間、そ の他参考となる事項		陳述者の氏名		請求人との続柄		聴取年月日 年 月 日			
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 昭和 平成 年 月 日									
⑨ これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育 歴及びこれまでの職歴をでき るだけ詳しく記入してくださ い。)		ア 発育・養育歴		イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校 普通学級 ・ 特別支援学級 ・ 特別支援学校 中学校 普通学級 ・ 特別支援学級 ・ 特別支援学校 高 校 普通学級 ・ 特別支援学校 その他			ウ 職歴		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)									
医療機関名		治療期間		入院・外来		病 名		主な療法	
		年 月 ~ 年 月		入院・外来					
		年 月 ~ 年 月		入院・外来					
		年 月 ~ 年 月		入院・外来					
		年 月 ~ 年 月		入院・外来					
		年 月 ~ 年 月		入院・外来					
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現症)									
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)					イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。				
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入して下さい。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 感情昂揚・刺激性 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大性 7 その他() III 幻覚妄想状態 等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ※てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A ・ B ・ C ・ D) 2 てんかんの発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害 A 知的障害 1 軽度 2 中等度 3 重度 4 最重度 B 認知症 1 軽度 2 中等度 3 重度 4 その他症状等() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等() X 乱用、依存等、(薬物等名:) 1 乱用 2 依存 3 離脱 XI その他 []									

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無) (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [] 2 日常生活能力の判定(該当するものを○で囲んでください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事-配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることができるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>自発的にできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (2)身の清潔保持-洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>自発的にできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (3)金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりができる。また、買い物が一で行え、欲しいものだけを買う求めるのではなく計画的な買い物ができるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (4)通院と服薬(要・不要)-定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (5)他人との意思伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (6)身の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table> (7)社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <table><tr><td>できる</td><td>おおむねできるが時には助言や指導を必要とする</td><td>助言や指導があればできる</td><td>助言や指導をしてもできない若しくは行わない</td></tr></table>		できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	3 日常生活能力の程度(該当するものを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用して下さい。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。自発的な行動や、社会生活の中で適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理ができない場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理は困難である場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)	
できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない																												
エ 現症時の就労状況 ○勤務先(一般企業、作業所、就労支援施設などの名称種類及び障害者雇用、一般雇用、自営などの雇用形態について記載してください。) ○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に・月に ()日) ○ひと月の給与(円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況		オ 身体所見(神経学的な所見を含む) カ 臨床検査(心理テスト(知能テストの場合には、知能指数、精神年齢を含む。)) キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)																													
⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)																															
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)																															
⑬ 備 考																															

診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成しているときは記載願います。
 - (3) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を⑩の「力 臨床検査」欄に必ず記載してください。
 - (4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記載してください。
また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA～Dを○印で囲んでください。
A: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記載した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「⑬備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記載してください。